余市商工会議所空き店舗等活用支援事業補助金

余市商工会議所では、商工業振興と地域活性化を図るため、余市町内の用途地域内にある空き店舗を利用して新たに小売・サービス店舗を出店する事業者に向けて、賃貸料や店舗改装費、店舗建築費を補助しています。

◆補助の対象者は

① 町内の都市計画用途地域(注1)内の建物で新たに出店する者

または、中心市街地(注2)に新たな店舗を建築する者

② 新たに出店をする中小企業者等で、余市商工会議所の会員であること(会費を納入していること。また過去3年間の会費が未納でないこと。)

または、余市商工会議所会員となること(継続して会員となり地域に貢献すること。)

※中心市街地(注2)に出店する場合には、その地域に属する商店会等へ加入すること

- (注1)都市計画用途地域…都市計画法に定められた地域、地区又は街区をいいます。用途地域図は当所ホームページに掲載しています。
- (注2)中心市街地…余市名店街協同組合、余市町五番街商店会、余市中央商店街、余市銀座商店会、黒川中央振興会、余市町西部商店会及び大東会並びに旧商店街(入舟商店街、元町商店街、大川1丁目振興会、平和街振興会)

※以下の場合は対象外となります。

- 法人の社名変更・代表者変更で事業を行う場合
- 賃借料については、空き店舗所有者と2親等以内の親族または生計を一にする者である場合。
- 事業継承により、子または親族が事業者となる場合
- 事務所のみの営業、風俗関連業、暴力団または暴力団員に該当する場合
- 仮設テントまたは仮設店舗で事業を行う場合
- 町内において店舗の移転に伴う場合
- 過去にこの補助金を既に受けている場合

◆出店する際に対象となる業種は

業種分類	具体的な内容
小売商業	 ・小売商業とは消費者に対して商品を供給することをいう。 ・無店舗販売は対象外とする。 ・飲食店については、食事の提供を主とする店舗をいい、夜間のみの営業店や宅配のみの事業場は対象外とする。(持ち帰りなど店頭販売店は対象) ・食料品製造等製造業であっても、製造製品を直売する店舗を構えている場合は店舗部分について該当する。
サービス業	・旅館貸間下宿業:旅館業法による旅館、ホテル、民宿、簡易宿所・生活関連娯楽業:クリーニング、写真、理美容、浴場、カラオケ、ボウリング場・医療福祉保険業:柔道整復、あんま、鍼灸、マッサージ等で店舗を持つ場合・学習健康支援業:独立した教室を持つ学習塾、フィットネスクラブやヨガ教室等

◆補助の対象となる経費は

▼田切りが多になる。正式は				
区分	補助対象経費	補助額	補助対象期間	
空き店舗賃貸料	空き店舗の借用自体にか	・賃借料の2分の1以内	営業開始から12月	
	かる賃借料(敷金、礼金	・月額5万円の上限	以内	
	及び共益費等は除く)			
	※居住部分は除く			
空き店舗改装費	店舗の改装に係る改装費	・改装費の2分の1以内	1回限り	
	のうち、内装工事、外装	50万円の上限		
	工事、給排水設備工事、	※チャレンジショップ		
	電気工事等に要する経費	事業(注2)の場合、		
	(店舗部分を一般住居用	店舗改装費の2分の1		
	に転用する工事および賃	以内、25万円の上限		
	貸するための改修工事並			
	びに備品購入費を除く)			
店舗建築費	中心市街地に新たに店舗	・建築費の2分の1以内	1回限り	
	を建築する費用	・100万円の上限		
	(簡易プレハブ構造、備			
	品購入費を除く)			

補助の申請にあたっては、その他にも条件や、提出書類があります。申請をご検討の際は、まず余市商工会議所(TEL 0135-23-2116)までご相談ください。